

官報製造に係る取組

令和5年3月14日

独立行政法人 国立印刷局

1 国立印刷局の概要

○ 経営理念

社会基盤を支える日本銀行券、官報、旅券などの製品や情報サービスを確実に提供することにより、日本経済の発展と国民生活の安定に貢献

○ 事業

- ・ 日本銀行券、旅券、印紙、切手、諸証券等の製造
- ・ 官報等の製造(紙媒体及びインターネット版を提供:官報創刊140年)
- ・ 偽造防止技術に関する調査、試験、研究、開発

○ 事業の特徴

国の財源(補助金・交付金)に依存せず、

独立採算として事業を実施し、国に財政貢献(国庫納付)



2 官報製造に係る取組

○ 国立印刷局の目的

「銀行券の製造」を行うこと等により「通貨制度の安定に寄与する」

「官報の編集、印刷及び普及」を行うこと等により「公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図る」

「国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造」を行うこと等により「その確実な提供を図る」

(独立行政法人国立印刷局法第3条第1項及び第2項から抜粋)

印刷局が長年にわたり組織一体として、官報の製造・発行業務に加え、銀行券、旅券、切手等の国民各層の社会経済インフラの整備業務を担うことを通じて、印刷局事業全体として、モノ・情報の取扱いにおいて、以下の強みを保持・強化

- ① 入稿から公開(公布)まで、徹底した情報管理
- ② 正確かつ迅速・確実な製造
- ③ 緊急時に即応可能な製造体制
- ④ 広く国民の信頼を得た経済社会インフラとして機能・定着



2-① 入稿から公開(公布)まで、徹底した情報管理

官報は法令公布等の伝達手段であり、その漏洩により社会的混乱を引き起こす恐れのある公開前情報については、徹底した情報(秘密)管理体制が必要

◆ 守秘義務



- ・ **国家公務員法第100条**
職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。
- ・ **独立行政法人通則法第53条**
行政執行法人の役員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

◆ ISMS (Information Security Management System) の取得

- ・ 国立印刷局東京工場の官報製造工程では、平成16年から情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS: JIS Q 27001、ISO/IEC 27001) の認証を取得・継続し、厳格な情報管理を実施



2-② 正確かつ迅速・確実な製造

掲載記事は厳格な正確性が要求され、法令公布など掲載の遅延は厳禁

官民多様な発信主体との円滑な連絡調整の下、多様な情報(文字・数字・図表等)を正確かつ確実に一元フォーマットに整理・編集・製造

◆ 外字や複雑なレイアウト等への対応

- ・ 人名の俗字や地名等の常用漢字でない外字表示、縦組・横組の混在や改正文表記等への対応

辺	邊	邊
邊	邊	邊
邊	邊	邊
邊	邊	邊

◆ 正確な記事掲載の実現

- ・ 原稿の入稿時において、各府省庁等と原稿の要件・内容・文字・体裁等の確認を実施

◆ 電子入稿の推進

- ・ 原稿の入稿に関して、裁判所や各府省庁等とのオンラインによる電子入稿基盤を整備(独自開発)し、入稿側の業務の効率化を推進

◆ 官報システムの開発

- ・ 上記を効率的に実現するため、原稿の管理から編集・配信まで連携して効率的に行う専用の「官報システム」を独自開発

2-③ 緊急時に即応可能な製造体制

◆ 緊急時の官報製造体制

災害時などの非常事態に際し、緊急の法令公布や告示を行うため、官報の緊急製造及び掲示が要求される。国立印刷局には、緊急時における内閣総理大臣からの要請に対する応諾義務あり。



【主な緊急時の官報発行事例】

平成23年3月11日(金) 18:34 掲示(告示)緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部を設置する件<東日本大震災>

平成28年4月15日(金) 03:10 掲示(告示)非常災害対策本部及び非常災害現地対策本部を設置する件<熊本地震>

令和3年12月31日(土) 18:00 掲示(告示)国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件<資産凍結>

⇒ 特別号外は内閣府の指定時刻に掲示及び配信(24時間365日対応)

2-③ 緊急時に即応可能な製造体制

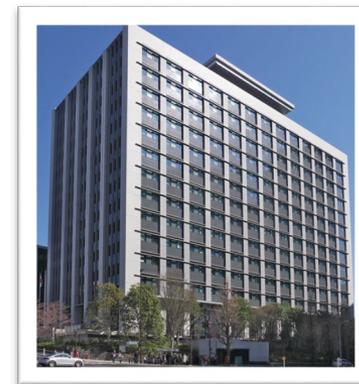
◆ 官報製造のバックアップセンター(東京工場編集分室:さいたま市)

首都直下地震を想定した震災等非常時においても、官報を確実に提供するため、東京工場(東京都北区西ヶ原)の官報製造のバックアップセンターをさいたま新都心合同庁舎2号館に設置し、東京工場と専用回線で接続するとともに、定期的にデータのバックアップを実施



◆ 中央合同庁舎8号館への参集

平成27年度から、内閣府本府業務継続計画に基づき、東京工場、編集分室(バックアップセンター)及び本局が機能不全の際、中央合同庁舎8号館共用会議室に参集し、掲示用官報を入力・編集・校正・印刷する体制を整備



2-④ 広く国民の信頼を得た経済社会インフラ として機能・定着

◆ インターネット版官報

⇒ 発行日の午前8時30分(掲示と同時刻)から閲覧が可能

⇒ 電子署名とタイムスタンプを付与

⇒ 配信システムの冗長化(多重化・二拠点化)により確実な配信体制を整備



◆ 全都道府県において発行日当日に紙の官報の閲覧・購入が可能

⇒ 前日に国立印刷局から発送を行い、発行日の午前中(午前8時30分以降より)に官報の閲覧・購入が可能

